

(記載例)

# 特定建設作業実施届出書

〇〇年 〇〇月 〇〇日

羽曳野市長 様

届出者 住所 羽曳野市誉田4-1-1  
氏名 株式会社 羽曳野建設産業 代表取締役 羽曳野一郎  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 072-958-1111

騒音規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。  
特定建設作業を実施するので、振動規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。  
大阪府生活環境の保全等に関する条例第93条第1項(第2項)

建設工事の名称	大阪産業・羽曳野ビル建設造成工事 ㉔			
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	コンクリート造5階建、床面積：〇〇平方m 造成面積：△△平方m ㉕			
特定建設作業の種類	ショベル系掘削機 ㉖			
特定建設作業に使用される大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第20に規定する機械の名称、型式及び仕様	ショベル系掘削機 小松製作所 〇△〇△型 (〇〇kw、バケット：△△立法m)			
特定建設作業の場所	羽曳野市誉田4丁目〇〇〇番地 先			
特定建設作業の実施期間	㉗ 〇〇年 〇〇月 〇〇日から 〇〇日間 〇〇年 〇〇月 〇〇日まで (休業日 )			
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	9時	17時	日・祝日を除く	7時間
騒音又は振動の防止の方法	造成工事周囲に防音塀を設置、近隣者との対応専用電話を設置する ㉘			
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	大阪市中央区大手前〇丁目△番地大阪産業株式会社 代表取締役 大阪太郎 (電話番号 06-6941-0351)			
届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所	現場責任者 工事課長：羽曳野二郎 (電話番号 072-958-3700)			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)及び住所	(電話番号 )			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	(電話番号 )			
特定建設作業及び当該特定建設作業に伴う建設工事の工程	別紙のとおり			
※受理番号		※審査結果		
※受理年月日	年 月 日	※備考		
添付書類 特定建設作業が行われる場所の周辺の見取り図				

- 備考 1 この届出書は、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第20に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。
- 2 特定建設作業の種類欄には、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第20に掲げる作業の種類を記載すること。
- 3 特定建設作業の実施の期間の欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明記すること。
- 4 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄には、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。
- 5 特定建設作業及び当該特定建設作業に伴う建設工事の工程の欄の記載については、できる限り表等を利用すること。

市町村受付印

# 土木建設工事の施工業者の皆さんへ

羽曳野市都市魅力部環境保全課

市内で建設工事をする場合、事業場と同様に騒音や振動の規制を受けます。指定地域内で特定建設作業を伴う建設工事等を行う場合は、工事の元請け業者は、その作業を開始する7日前までに“特定建設作業実施届出”を提出しなければなりません。

該当者は、主旨を御理解の上、もれなく手続きを行い、周辺の生活環境保全に努めて下さい。  
なお、長期に渡る工事の場合は、3カ月をめぐりに分割して届け出て下さい。

## 1. 指定地域とは

工事の実施に制限が設けられる地域で、羽曳野市は市内全域が指定地域に定められています。

## 2. 指定建設作業とは

建設作業の内、騒音規制法・振動規制法・大阪府生活環境の保全等に関する条例に定められた作業をいいます（裏面参照）。但し当該作業がその作業を開始した日に終わるものは除きます。

## 3. 特定建設作業実施届出書の記入に当たっての注意

- 届出者の欄は、会社代表者や支店長など、請負に当たる責任を負う者の氏名及び法人名（会社名）を記入して下さい。
- 建設工事の名称の欄は、「〇〇ビル新築工事」など、工事の名称を記載して下さい。
- 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類の欄は、□を補足する意味で具体的な工事の概要を記入して下さい。
- ※ 特定建設作業の種類の欄は、大阪府生活環境の保全等に関する条例施工規則別表第20（巻末資料参照）の内から該当する作業の種類を記入して下さい。作業の種類が複数の場合は、それぞれの作業毎に申請書を記入して下さい。
- 特定建設作業の実施の期間の欄は、全期間中特定建設作業の実施延べ日数を記入して下さい
- 騒音・振動の防止方法の欄は、具体的な対策内容を記入して下さい。（例えば、防音塀を設置する場合は、高さ・厚さ・材質なども併記して下さい。）
- 工事場所が一目でわかるような付近平面図（工事場所から約80m程度の範囲）を添付し目標物、資材搬入出経路、防音設備、保安員の配置など参考事項があれば記入して下さい。
- 特定建設作業を含む工事の作業別工程を、棒グラフで示して添付して下さい。
- 添付書類の大きさは、原則として日本工業規格に定めるA4版とします。
- 届出書は、必要な書類等を添付し、工事着工の7日前までに、正本（市保管用）、副本（申請者返却用）各1部、合計2部を市役所環境防災課（本館・2階）に提出して下さい。

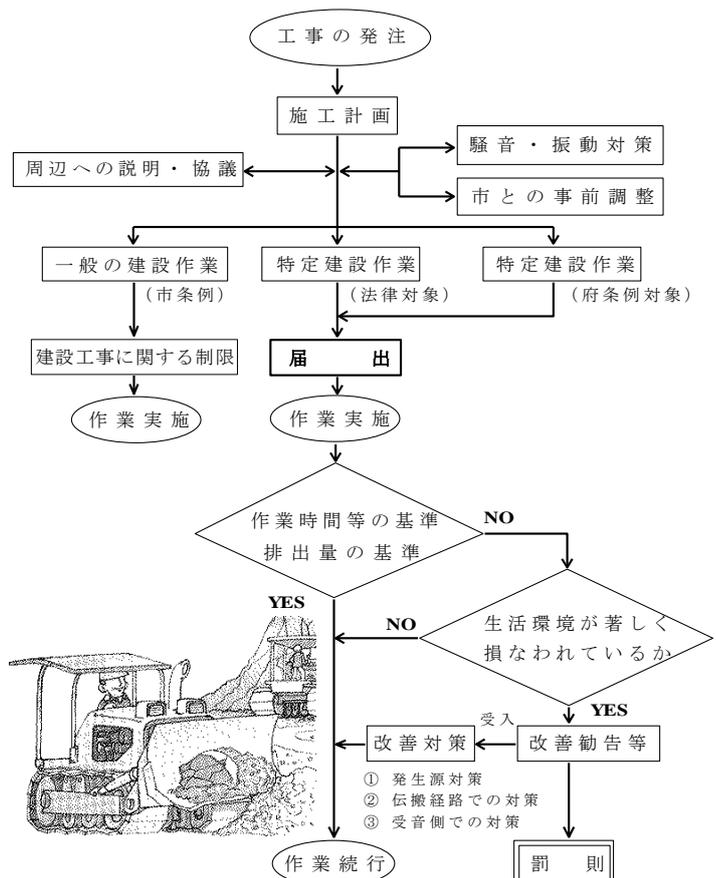
## 4. 特定建設作業に関する規制、その他

●特定建設作業を実施する場合、排出基準の他にも色々な制限を受けます。日曜や祝日及び夜間は特に定められた目的以外の作業は行えません。また作業時間にも制限があります。

●建設作業に伴うトラブルを予防するためには、事前の近隣者との協議が重要です。説明を行い、長期に渡る場合などは、例えば現場事務所に専用電話を設置し、何かの際に付近住民と対話出来るような対策措置をお願いします。専用電話は業者への認識に関する有効策です。

●制度を承知頂き、トラブルを防ぎ、予定工期で安全に作業ができますよう、ご協力をお願いします。なお、手続きなどに関してのご相談は、次の窓口まで…

羽曳野市都市魅力部環境保全課  
電話. 072-958-1111  
内線 2830



● (資料)

別表1 (1) 騒音に係る特定建設作業の種類と規制内容

法令の適用	特定建設作業の種類 (騒音)
法 及び 条 例	① くい打機(もんけんを除く)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く)。 ② びょう打機を使用する作業。 ③ さく岩機を使用する作業。(※1) ④ 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が15kw以上のものに限る)を使用する作業。(さく岩機の動力として使用する作業を除く) ⑤ コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る)を設けて行う作業。(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く) ⑥ バックホウ(騒音規制法施行令(昭和43年政令第324号)別表第二(以下この表において「政令別表」という)の規定により環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kw以上のものに限る)を使用する作業。 ⑦ トラクターショベル(政令別表の規定により環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kw以上のものに限る)を使用する作業。 ⑧ ブルドーザー(政令別表の規定により環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kw以上のものに限る)を使用する作業。
条 例	⑨ ⑥、⑦又は⑧に規定する作業以外のショベル系掘削機械(原動機の定格出力が20kwを超えるものに限る)、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業。 ⑩ コンクリートカッターを使用する作業。(※1) ⑪ 鋼球を使用して建築物・その他の工作物を破壊する作業。

別表1 (2) 振動に係る特定建設作業の種類と規制内容

法令の適用	特定建設作業の種類 (振動)
法 及び 条 例	① くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く)又はくい打くい抜機(圧入式くい打機くい抜機を除く)を使用する作業。 ② 鋼球を使用して、建築物・その他の工作物を破壊する作業。 ③ 舗装版破碎機を使用する作業。(※1) ④ ブレーカー(手持式のものを除く)を使用する作業。(※1)
条 例	⑤ ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械(原動機の定格出力が20kwを超えるものに限る)を使用する作業。

(備考)

- ※1 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを越えない作業に限る。
- ※2 特定建設作業の除外規定……当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。
- ※3 作業時間等の適用除外……災害時及び非常事態発生時並びに道路法第34条適用など法令に定めるものについてはこの限りでない。
- ※4 特定建設作業の騒音(振動)が排出基準を越えている場合、1日における作業時間の短縮を指示する場合がありますので、排出基準を遵守して下さい。
- ※5 羽曳野市では「羽曳野市環境美化条例」の定めにより、上記以外の建設工事にも時間制限や遵守事項が定められています。